



平成 28 年 11 月 11 日

各 位

会 社 名 株式会社 七十七銀行
代 表 者 名 取締役頭取 氏家 照彦
(コード番号 8341 東証第一部・札証)
問 合 せ 先 総合企画部長 小林 淳
(TEL 022-267-1111)

自己株式の取得に係る事項の決定に関するお知らせ
(会社法第 165 条第 2 項の規定による定款の定めに基づく自己株式の取得)

当行は、平成 28 年 11 月 11 日開催の取締役会において、会社法第 165 条第 3 項の規定により読み替えて適用される同法第 156 条の規定に基づき、自己株式の取得に係る事項について決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 自己株式の取得を行う理由

経営環境の変化に対応した機動的な資本政策の遂行および株主の皆さまへの利益還元を図るため。

2. 取得に係る事項の内容

- | | |
|----------------|--|
| (1) 取得対象株式の種類 | 普通株式 |
| (2) 取得する株式の総数 | 6,000,000 株 (上限)
(発行済株式総数 (自己株式を除く) に対する割合 1.60%) |
| (3) 株式の取得価額の総額 | 3,000 百万円 (上限) |
| (4) 取得期間 | 平成 28 年 11 月 14 日～平成 29 年 1 月 31 日 |
| (5) 取得の方法 | 市場買付 |

(ご参考) 平成 28 年 9 月 30 日時点の自己株式の保有

発行済み株式総数 (自己株式を除く)	374,523,810 株
自己株式数	8,754,924 株

注. 当行を株式交換完全親会社、株式会社七十七カードを株式交換完全子会社とする株式交換に伴い、本日、株式会社七十七カードの株主 (ただし、当行を除きます。) に対して、保有する自己株式から 3,270,120 株を割当交付しております。

以 上